

「都市づくりのグランドデザイン(素案)」における 意見・アイデアの募集結果について <第7章>

※意見・アイデアに記載されているページ番号は素案のものです。

番号	意見・アイデア
1	グランドデザインにおいては、将来像や方針を掲げることと並んで、実現方策（新たな制度や仕組みの創設に繋がる頭出し）が重要であると思われる。13年ビジョンでは「しゅれまち条例」や「街区再編まちづくり」に繋がる布石があったと記憶している。
2	財源やスケジュールは規定しないとありますが、7章はもう少し具体のスケジュール感を記載してほしいと思いました。また、（財源等はともかく）将来像を実現する主体となるのは誰なのかを、もう少し明確にした方が良いのではないかと思います。
3	「グランドデザイン」なのでビジョン中心にはなるが、具体的な取組まで書き込むほうが良い。また、都が実施するもの、その他の関係者が実施するものなど、実施主体が明らかなほうが良い。
4	取組内容について、実施主体が分かりにくい箇所が見られます。実施主体についても、可能な限り示していただけると分かりやすいと思います。
5	行政機関相互や民間との連携の重要性 行政機関相互の計画の共有、連携の重要性について 東京都による「2020年に向けた実行プラン」、「東京都長期ビジョン」、また、「都市計画区域マスタープラン」をはじめとする都市計画や、国や他の地方公共団体により都市づくりに関する複数の計画が策定されている。「都市づくりのグランドデザイン(素案)」に記載のとおり、行政機関相互でしっかりと連携を図ることで、それぞれの計画が着実に遂行され、最大限の効果が生み出されることはもとより、相乗効果が発揮されるように取り組まれない。
6	エリアマネジメントは「民」が主体として取組むべきものではあるが「官」も公共空間の提供やその他支援を施すことにより地域それぞれの特徴がある魅力的な活動を創出していくべきだと思います。
7	本グランドデザインにおける都市像を実現するためには、まちづくりの主体となる住民・公共・民間等が密接に連携して各種施策に取り組むことが重要である一方で、各種施策に向けては、様々な規制等により、関係者調整に長期間を要する場合も想定される。（結果的に実現不可も想定される。） このため、本グランドデザインに示された政策目標と合致するプロジェクトをスピード感を持って実現するために、各種規制等の緩和または弾力的運用と共に、行政が主体となりこれらを議論・調整する「場」を設置することが必要と考える。

番号	意見・アイデア
8	<p>3 プロジェクト型の都市づくり</p> <p>将来を見据え重点的に進めるべき取組（パイロット・プロジェクト）について、都その他の主体の連携による検討の深度化がうたわれています。そのためには、行政と地元エリアマネジメント組織との常設の協議の場を設けることが必要であると考えます。西新宿地区では、地元自治体とエリアマネジメント組織が連携する協議の場として、「西新宿懇談会」が設けられております。そのような枠組みの組成を東京都が支援するとともにその場での議論に参画をしていくことを期待したいと思えます。</p>
9	<p>民間の積極的な参画を促すインセンティブの具体化</p> <p>東京都が目指す2040年代の都市像を実現するには、経済社会の変化に応じて、民間の積極的な参画を促進していくことが重要である。「都市づくりのグランドデザイン（素案）」では、規制緩和や補助制度等の仕組みを活用し、政策誘導型の都市づくりを推進するとしているが、長期的な都市計画の実現に向けては、民間の積極的な参画を促進するという視点がきわめて重要である。そのため、既存の仕組みの活用のみならず、将来に向けた民間へのインセンティブの拡充についても、政策方針毎に方向性を示されたい。</p>
10	<p>2-(6)「みどりのマスタープラン（仮称）を策定し、公園・緑地、農地、樹林地等の緑を保全・創出・活用する取組を推進します」</p> <p>官民の連携について記載すべきと考えます。</p> <p>例：「みどりのマスタープラン（仮称）を策定し、公園・緑地、農地、樹林地、民有地等の緑を官民が連携して保全・創出・活用する取組を推進します」</p>
11	<p>3 <取組ごとの進め方のイメージ>における、緑・都市農地の保全・活用について「確保すべき緑の総量（目標）」</p> <p>考え方として「緑の総量」が挙げられていますが、地域特性を踏まえて緑の価値を捉え、緑の設えや活用の仕方を評価していくことを踏まえると、下記の表現が適すると考えます。</p> <p>例：「確保すべき緑の質的総量」</p> <p>補足：第5章1-戦略6と関連（P.46）</p>
12	<p>取組みの具体化に向けて必要とされる個別の計画や各種方針等の策定・改定の際には、まちづくりと一体となったエネルギーの有効活用ならびにBCPに必要なエネルギーの確保を含む都市の強靱化等、「エネルギー」の観点も盛り込んで頂きますようお願い致します。</p>
13	<p>第7章において、P.146に都市開発諸制度の改定については記述がありますが、街区再編まちづくり制度についても同様の記述をすべきだと考えます。</p>

番号	意見・アイデア
14	<p>表参道の欅は、戦後に植えた木でもうすでに65年の年月が経ち、基本的には道路幅に対し木が大きすぎる状況です。また木の根の周りについても改善すべきところが大いにあります。今すぐにでも木の植え替えに着手すべきと思いますが、すべての木をいっぺんに切ってしまうのは、その後20年ほどは並木とは呼べない状況になってしまいます。やはり20～30年かけて植え替えを進めるべきでしょう。そしてそれに伴って欅の木の移動、そして根の周りの改良をすべきだと思います。</p> <p>147ページにあります「プロジェクト型の都市づくり」の中の「道路空間のリメイク」に関しましては、ぜひ明治神宮表参道をお取り上げいただければ幸いです。</p>
15	<p>「B I D」は、負担金の徴収が、特徴かと思います。</p> <p>以下に、「経済財政運営と改革の基本方針2017（仮称）（素案）」に記載の内容を記しますので、ご確認をお願いします。</p> <p>「米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の資産所有者・事業者が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み」</p>
16	<p>歴史的建造物や土木遺産</p> <p>土木遺産の定義が狭義すぎる。土木学会では、選奨土木遺産として認定する制度を平成12年度から開始している。東京都管理の案件では、永代橋、清洲橋、神田下水、羽村取水堰、駒沢給水所、奥多摩橋などが認定されている。</p> <p>土木学会（関東支部）の選奨土木遺産の認定定義としては、対象となる建造年代は、近代（幕末～昭和20年代）に完成したものに限定するが、近世以前や昭和戦後（竣工後50年経過した段階で順次対象とする）についても考慮する。としており、神奈川県の場合であるが前回の東京オリンピック時に建造されたものが認定されたりしている。明治時代から昭和初期と時期を狭めている理由が不明確。</p> <p>また、本文では歴史的建造物や土木遺産と本文に記載されている。参考ではあるが、東京都選定歴史的建造物の対象もパンフ記載では50年以上経過したものと記載してあったと記憶しており、他の制度の考え方からも本用語解説の定義として狭義であるといえる。</p> <p>行政計画上の土木遺産の定義としては、交通（道路、鉄道、港湾、河川、航空、灯標）、防災（治水、防潮、防風）、農林水産業（灌漑、干拓、排水、営林、漁港）、エネルギー（発電、炭田、鉱山）、衛生（上下水道）、産業（工業用水、造船）、軍事などの用途に供された広義の土木関連施設のうち、竣工後50年以上経過したもの。等の記載にしてはいかがですか？</p>